

6 資 審 第 57 号
令和 7 年 2 月 10 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 6 年 12 月 16 日 付け 6 消安第 5171 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるクロルベンジレート成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：クロルベンジレート)	
	改正前	改正後
とうもろこし	<u>0.02</u>	<u>削除</u>

- ・ 下線は改正部分。

6 資 審 第 58 号
令和 7 年 2 月 10 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 6 年 12 月 16 日 付け 6 消安第 5172 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるパラコートの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg)	
	[規制対象物質：パラコート (パラコートイオン)]	
	改正前	改正後
えん麦	0.5	0.5
大麦	0.05	0.05
小麦	<u>0.05</u>	<u>1.1</u>
とうもろこし	0.1	0.1
マイロ	<u>0.5</u>	<u>0.05</u>
ライ麦	0.05	0.05
牧草	5	5

- ・ 下線は改正部分。

6 資 審 第 59 号
令和 7 年 2 月 10 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和 6 年 12 月 16 日 付け 6 消安第 5173 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるデルタメトリン及びトラロメトリンの成分規格を別紙のとおり改正することについては、適当と認める。

(別紙)

飼料の原料	基準値 (mg/kg)	
	(規制対象物質：総デルタメトリン及びトラロメトリン)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>1</u>	<u>2</u>
大麦	<u>1</u>	<u>2</u>
小麦	<u>1</u>	<u>2</u>
とうもろこし	<u>1</u>	<u>2</u>
マイロ	<u>1</u>	<u>2</u>
ライ麦	<u>1</u>	<u>2</u>
牧草	<u>5</u>	<u>1</u>

- ・ 下線は改正部分。
- ・ 総デルタメトリンはデルタメトリン、代謝物CR ((*R*)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1*R*, 3*R*)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート) 及び代謝物CT ((*S*)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1*S*, 3*S*)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート) をいう。
- ・ 基準値を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン並びにトラロメトリン、代謝物CR及びCTをそれぞれデルタメトリンに換算したものの和をいう。